

令和5年度

第2回さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク

資 料

令和5年11月

さいたま市

目 次

1 市長部局の取組について

青少年健全育成事業の取組（子ども政策課）・・・・・・・・・・	1
さいたま市いじめ問題再調査委員会条例の制定について（子ども政策課） ・・・・・・・・・・	2
児童いじめ相談受付件数（児童相談所）・・・・・・・・・・	5

2 教育委員会の取組について

さいたま市におけるいじめの現状（指導2課）・・・・・・・・・・	6
ストップいじめ子どもサミットについて（指導2課）・・・・・・・・・・	7
いじめ相談件数（相談先別）の推移について（総合教育相談室）・・・	8
不登校等児童生徒支援センター（G r o w t h）状況報告（総合教育相談室） ・・・・・・・・・・	9

3 参考資料

さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク規則・・・・・・・・・・	11
さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク運営要綱・・・・・・・・・・	12

1 市長部局の取組について

子ども政策課資料

青少年健全育成事業の取組(令和5年7月～令和6年3月)

月	日(曜)	内 容	会 場 等
7	25(火)	第1回 いじめのないまちづくりネットワーク会議	ときわ会館 501会議室
	夏季青少年育成巡回活動		各地区で実施
8	上旬	大宮夏まつり青少年育成巡回活動	大宮駅周辺
	20(日)	岩槻まつり青少年育成巡回活動	岩槻人形博物館周辺
	24(木)	いじめ防止シンポジウム	RaiBoC Hall 大ホール
11	＜子供・若者育成支援強調月間＞		
	青少年健全育成非行防止キャンペーン		各地区で啓発品配布等
	16(木)	第2回 いじめのないまちづくりネットワーク会議	ときわ会館 501会議室
	19(日)	レッツジョイン・クリーン活動	西区、北区、大宮区、見沼区
12	10(日)	十日市青少年育成巡回活動	武蔵一宮氷川神社参道周辺
	12(火)	十二日まち青少年育成巡回活動	調神社周辺
	17(日)	青少年の主張大会	産業文化センター ホール
	下旬	年末青少年育成巡回活動	各地区で実施
1	8(月)	二十歳の集い	さいたまスーパーアリーナ
2	24(土)	第22回青少年育成推進大会	産業文化センター ホール

- ※その他
- 毎月第3金曜日「少年を非行から守る日」などに各地区で青少年育成巡回活動を実施
 - 大宮駅周辺環境浄化パトロールの実施 第3金曜日(年間7回)
 - いじめ防止のための啓発品の作成、配布
 - 児童センター、若者自立支援センター、グリーンライフ猿花キャンプ場の管理運営
 - 青少年の健全育成を目的とした団体への補助

さいたま市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

1 趣旨

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、法第28条第1項の規定による市教育委員会又は学校の調査の結果について市長による調査等を行うため、附属機関を設置するもの。

2 条例案の概要

(1) 設置

法第30条第2項の規定に基づき、法第28条第1項の規定による調査の結果について市長による調査等を行うため、さいたま市いじめ問題再調査委員会を設置することとするもの。

(2) 所掌事務

委員会は、市長の諮問に応じ、法第30条第2項の規定による市長の調査の必要性及び法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議することとするもの。

(3) 組織

ア 委員会は、委員5人以内をもって組織することとするもの。

イ 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱することとするもの。

(4) 任期

委員の任期は、その者の委嘱に係る(2)の事項に係る調査審議を終える日までの間とするもの。

(施行期日) 公布の日

<参考> いじめ防止対策推進法の規定による調査

① 法第28条第1項の規定による調査

いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき又は当該児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときに、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、市教育委員会又は学校が行う調査。

② 法第30条第2項の規定による調査

市教育委員会から重大事態が発生した旨の報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について行う調査

さいたま市条例第33号

さいたま市いじめ問題再調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、法第28条第1項の規定による調査の結果について市長による調査等を行うため、さいたま市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、法第30条第2項の規定による市長の調査の必要性及び法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、その者の委嘱に係る第2条の規定による調査審議を終える日までの間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開することができる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、子ども未来局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童いじめ相談受付件数(児童相談所)

○令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(件)

総件数	相談内容					いじめ相談の対応				
	いじめ	虐待	一般相談	他市	無言・いたずら	教育相談室を紹介	児童相談所を紹介	他機関を紹介	助言	その他
25	15	0	9	0	1	0	0	0	11	4

※「その他」の4件では、先方から切電の3件をカウント。

(件)

相談者別件数					
小学生	中学生	高校生	保護者	その他	不明
7	0	1	15	0	2

※「不明」は無言電話1件をカウント。

令和5年度・上半期【4～9月】 児童いじめ相談受付件数(児童相談所)

○令和5年4月1日から9月30日まで

(件)

総件数	相談内容					いじめ相談の対応			
	いじめ	虐待	一般相談	他市	無言・いたずら	教育相談室を紹介	他機関を紹介	助言	その他
19	13	0	4	0	2	1	1	10	1

※「その他」の1件では、学校に連絡し校長に情報提供を行った。

(件)

相談者別件数					
小学生	中学生	高校生	保護者	その他	不明
6	1	0	10	0	2

※「不明」は無言電話2件をカウント。

【児童相談所によるいじめ電話相談】

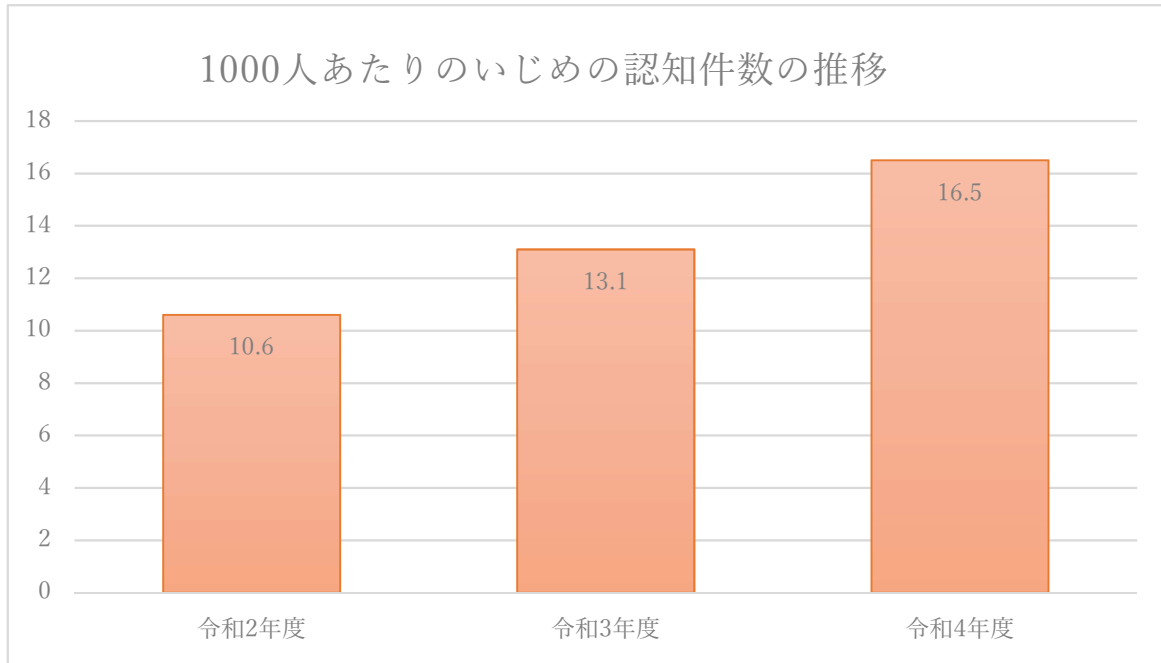
- ・平日 9:00 ～ 18:00
- ・電話 048-762-7926(児童相談所内)

さいたま市におけるいじめの現状

教育委員会事務局
指導2課 資料1

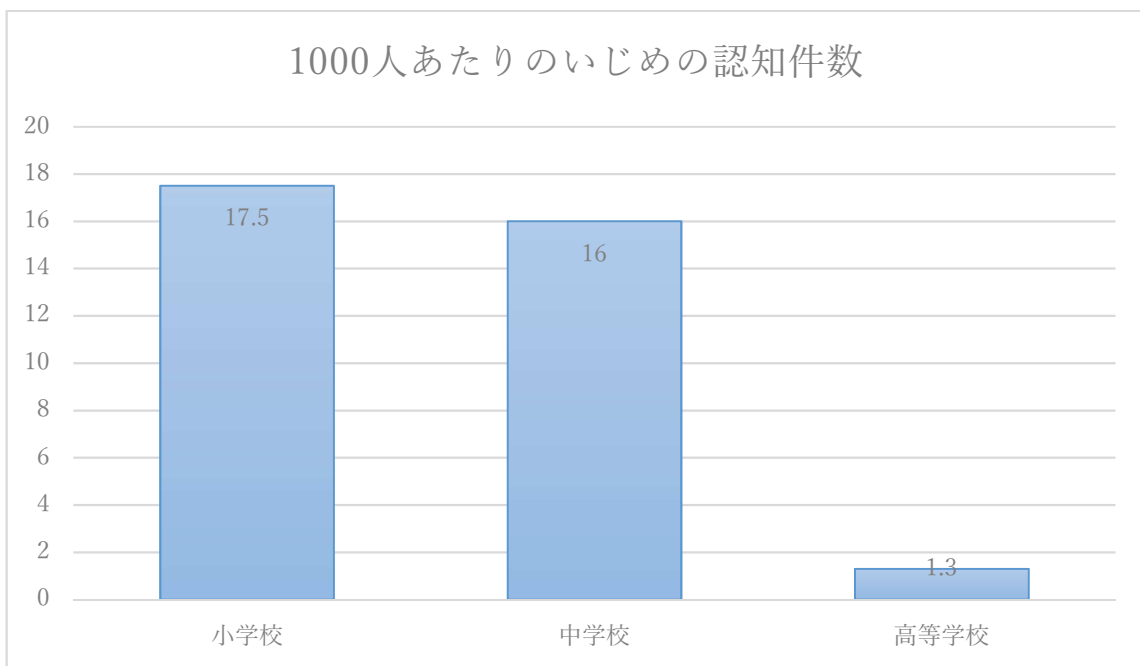
1 令和2年度からのいじめの認知件数の推移 上段:件 下段:1000人当たりの認知件数(件) (公立小・中・中等教育・高等学校・特別支援学校)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
さいたま市	1090	1350	1720
	10.6	13.1	16.5



2 いじめの認知件数 上段:件数 下段:1000人当たりの認知件数(件) ※さいたま市の数値は独自調査による。

	小学校(公立)	中・中等教育(公立)	高等学校(公立)	特別支援学校(公立)
さいたま市	1202	514	4	0
	17.5	16.0	1.3	—



令和6年度 いじめ撲滅に向けた子どもたちが主体となった取組について

1 平成26年度から令和5年度（10年間）の『「さいたま市子ども会議」・「いじめ防止シンポジウム」について

「さいたま市子ども会議」

日時：R5.8.4(金)13:00-15:30

会場：大宮国際中等教育学校体育館

*小・中・中等教育学校の代表児童生徒
163名が参加。

*テーマについて話し合う。
(『心を元気にする4つの言葉』の作成)



「いじめ防止シンポジウム」

日時：R5.8.24(木)9:30-11:30

会場：レイボックホール

*小・中・高等・中等教育・特別支援学校

代表の児童生徒168名、管理職、保護者、市民等が参加。

*講演、パネルディスカッション等で、いじめ防止を啓発。



2 来年度からの『さいたまストップいじめ子どもサミット』について (案)

さいたま市ストップいじめ子どもサミット(仮)

日時:令和6年8月2日(金) 午後

会場:大宮国際中等教育学校 体育館アリーナ・教室

*各校代表児童生徒2名 336名 学校関係者 保護者 市民団体 地域団体 等

- ① 参加児童生徒にとって、各校でのいじめ撲滅に向けた取組への気付きにつながる内容
- ② 家庭・地域が、「子どもの主体的な取組」を知ること、それぞれの立場での

いじめ撲滅に向けた取組について考えることができる内容



ワークショップ形式

いじめ相談件数(相談先別)の推移について

(件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
教育相談室 (相談延べ件数)	168	97	99	198	140
24時間子どもSOS窓口 (入電件数)	144	170	88	118	91
SNSを活用した相談窓口 (相談対応延べ件数)	15	32	21	11	3
SC 相談延べ件数	1,399	1,014	771	759	566
SSW 相談延べ件数	340	178	110	241	118
さわやか相談員 相談延べ件数	4,409	3,036	1,344	2,086	2,001
合計	6,475	4,527	2,433	3,413	2,919

- 教育相談室(北・堀崎・あいぱれっと・岸町・美園・岩槻)
 - ・学校生活、本人の性格や行動などについての幅広い相談を行う。
- 24時間子どもSOS窓口
 - ・夜間休日を含めて、24時間フリーダイヤルで電話相談を行う。
- SNSを活用した相談窓口
 - ・令和5年4月21日から令和6年3月10日まで(毎月1日～10日、4、8、12月特定期間は毎日実施。)
 - ・対象は市立中・高等・中等教育学校の生徒。
- スクールカウンセラー
 - ・全ての市立小・中・高等・中等教育学校に配置
- スクールソーシャルワーカー
 - ・全ての市立小学校に配置。要請に応じて、市立中・高等・中等教育・特別支援学校へ派遣。
- さわやか相談員
 - ・全ての市立中・中等教育学校に配置。要請に応じて、小学校へ派遣。

「不登校等児童生徒支援センター（G r o w t h）」状況報告

1 実施状況

(1) 会場説明会人数参加人数 単位：人

	4月18日(火)	5月17日(水)	合計
参加人数	36	22	58

(2) 申込者数（10月24日現在） 単位：人

	小学校	中学校	合計
4月	35 (18)	78 (27)	113 (45)
5月	13 (9)	18 (15)	31 (24)
6月	9 (8)	16 (19)	25 (27)
7月	8 (7)	8 (4)	16 (11)
8月	2 (1)	7 (9)	9 (10)
9月	9 (10)	23 (23)	32 (33)
10月	13 (5)	25 (15)	38 (20)
合計	89 (58)	175 (112)	264 (170)

(内訳) 単位：人

小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
1 (0)	6 (3)	13 (6)	14 (6)	16 (22)	39 (21)	89 (58)

中1	中2	中3	合計
44 (31)	77 (48)	54 (33)	175 (112)

※ () 内は、R4年度の申込者数

(3) オンラインホームルーム延べ参加状況（9月30日ㇼ） 単位：人

	5月	6月	7月	8月	9月	合計
小学校	585	900	723	152	1030	3480
中学校	1286	1963	1264	217	1535	6265
合計	1871	2953	1987	369	2565	9745

(4) オンライン授業延べ参加状況（9月30日ㇼ） 単位：人

	5月	6月	7月	8月	9月	合計
小学校	154	255	171	27	297	904
中学校	328	479	293	39	425	1564
合計	482	734	464	66	722	2468

2 今後の予定

- 10月30日 (月) 子育て学習会 教育研究所
- 11月13日 (月) 2学期体験学習 (川越方面、平野観光農園)
- 11月16日 (木) 命をつなぐ授業 子ども家庭総合センター1階多目的ホール
- 11月30日 (木) オフ会 生涯学習総合センター10階多目的ホール
- 12月14日 (木) オフ会 生涯学習総合センター10階多目的ホール
- 12月20日 (水) 2学期保護者会 オンライン

3 参 考 资 料

さいたま市規則第171号

さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市いじめ防止対策推進条例（平成26年さいたま市条例第103号）第9条第7項の規定に基づき、さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 ネットワークに委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、ネットワークを代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第3条 ネットワークの会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 ネットワークの庶務は、子ども未来局において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、委員長がネットワークに諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市いじめ防止対策推進条例第9条第7項に基づき、さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 ネットワークは、別表に掲げる関係機関等により構成する。

(会議の公開)

第3条 ネットワークの会議は、原則公開とする。ただし、ネットワークの決議により非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第4条 ネットワークの会議の傍聴を希望する者は、会場で受け付けをし、係員の指示に従い会場に入室するものとする。

2 傍聴の受付は先着順で行い、5人になり次第受付を終了するものとする。

3 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) ネットワークの会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。

(3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。

(4) 会場において、委員長の許可なくネットワークの会議の様態を撮影し、又は録音等を行わないこと。

(5) その他、会場の秩序を乱し、ネットワークの会議の支障となる行為をしないこと。

4 傍聴者が前項の規定を守らないときには、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときには、これを退場させることができる。

(事務局)

第5条 ネットワークの事務局は、子ども未来局子ども育成部子ども政策課に置く。

附則

この要綱は制定の日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

いじめのないまちづくりネットワーク関係機関等一覧

		団体名
1	学識経験者	国立大学法人 埼玉大学
2	関係団体	埼玉弁護士会
3	関係団体	さいたま市4医師会
4	関係団体	さいたま市自治会連合会
5	関係団体	さいたま市PTA協議会
6	関係団体	青少年育成さいたま市民会議
7	関係団体	さいたま市子ども会育成連絡協議会
8	関係団体	さいたま市民生委員児童委員協議会
9	関係団体	NPO法人 こころとまなびどっとこむ
10	関係団体	公益財団法人さいたま市スポーツ協会
11	関係団体	株式会社 国大セミナー
12	関係団体	埼玉県公認心理師協会
13	関係団体	埼玉中央青年会議所
14	関係団体	さいたま商工会議所
15	関係団体	さいたま市社会福祉事業団
16	関係団体	さいたま市立小学校校長会
17	関係団体	さいたま市立中学校校長会
18	関係団体	さいたま市立高等学校・中等教育学校校長会
19	関係団体	さいたま市立特別支援学校校長代表
20	関係行政	埼玉県警察
21	関係行政	さいたま地方法務局
22	関係行政	さいたま人権擁護委員協議会
23	関係行政	さいたま市こころの健康センター
24	関係行政	さいたま市南部児童相談所
25	市職員	副市長
26	市職員	副教育長